

関税法施行令等の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）	9
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第三条関係）	22
○ 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）（第四条関係）	25

改 正 案	現 行
<p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 （省 略）</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書等を保有している旨（税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号、第十一号及び第十二号において同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>八・九 （省 略）</p> <p>十 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特惠輸入証明書の発給を受けている旨</p> <p>十一 特例申告貨物の課税価格の計算につき定率法第四条第一項の規定の適用を受ける場合（第四条の十二第二項第一号に掲げる仕入書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。）以外の場合にあつて</p>	<p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 同 上</p> <p>一～六 同 上</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書等を保有している旨（税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号、第十号及び第十一号において同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>八・九 同 上</p> <p>十 同 上</p>

は、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項

十二 課税価格が異なることにより関税の額が異なることとされている特例申告貨物についての定率法第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事情、同項第四号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に関係がある取引上の特殊な条件の有無及びその内容（特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む。）

十三 その他参考となるべき事項

2 4 (省 略)

5 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸入申告書」とあるのは「特例申告書」と、「同項第三号」とあるのは「次条第一項第十一号」と、「第四号」とあるのは「第十二号」と、同条第五項中「第一項第三号又は第四号」とあるのは「次条第一項第十一号又は第十二号」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 (省 略)

2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 七 (省 略)

八 第六十一条第一項第二号ニに規定する日英特惠輸入証明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）

九 許可済特例申告貨物（関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十七条第一項第一号又は第二号（原産地の証明）に掲げる物品を除く。次号において同じ。）に係る同項に規定する原産地証明書

十 許可済特例申告貨物に係る関税暫定措置法施行令第三十条第一項（特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特惠受益

十一 同上

十二 同上

2 4 同上

5 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸入申告書」とあるのは「特例申告書」と、「同項第三号」とあるのは「次条第一項第十号」と、「第四号」とあるのは「第十一号」と、同条第五項中「第一項第三号又は第四号」とあるのは「次条第一項第十号又は第十一号」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 同上

2 同上

一 七 同上

八 同上

九 同上

国原産品についての証明）（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類

十一 許可済特例申告貨物（関税暫定措置法施行令第二十七条第一項第二号に掲げる物品を除く。）に係る同令第三十一条第三項各号（特惠対象物品の本邦への運送）のいずれかに掲げる書類

3 3 6 (省 略)

7 法第七条の九第二項の規定において特例輸入者について電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省 略)	(省 略)	(省 略)
第四条第二項	(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)	(省 略)
第六条第五項第一号	(省 略)	(省 略)
第七条第一項	国税関係帳簿書類（	関税関係帳簿書類（
(省 略)	(省 略)	(省 略)

（外国貨物を置くことの承認の申請）

第三十六条の三 (省 略)

2 2 6 (省 略)

7 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号二に規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、包括的な経済上の連携

十 同上

3 3 6 同上

7 同上

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
同上	同上	同上
第四条第二項及び第三項	同上	同上
同上	同上	同上
第七条第一項	国税関係帳簿書類（	関税関係帳簿書類（
同上	同上	同上
同上	同上	同上

（外国貨物を置くことの承認の申請）

第三十六条の三 同上

2 2 6 同上

に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「英国協定」という。）附属書二―A（関税の撤廃及び削減）第三編（日本国による関税の撤廃及び削減）第B節（特定の原産品についての関税上の特惠待遇を適用するための制度）第一款（第B節についての注釈）3及び4の規定に基づき、同号二に規定する日英特惠輸入証明書を当該貨物の輸入申告の日の属する年度の翌年度の六月三十日までに、税関長に提出しなければならぬ。この場合において、当該日英特惠輸入証明書は、当該承認の申請の際に提出されたものとみなす。

8| 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税蔵置場に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項、第五十一条の四第三項及び第五十一条の第十二第八項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、第一項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

9| 第五十九条の二十第二項の規定は、法第四十三条の三第三項において法第六十七条の三第一項前段（輸出申告の特例）及び第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二十第二項中「前項の輸入申告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）」とあるのは、「第三十六条の三（第九項を除く。）に規定する書類の提出」と読み替えるものとする。

（保税展示場に入れる外国貨物に係る承認）

7| 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税蔵置場に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項、第五十一条の四第三項及び第五十一条の第十二第七項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、第一項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

8| 第五十九条の二十第二項の規定は、法第四十三条の三第三項において法第六十七条の三第一項前段（輸出申告の特例）及び第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二十第二項中「前項の輸入申告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）」とあるのは、「第三十六条の三（第八項を除く。）に規定する書類の提出」と読み替えるものとする。

（保税展示場に入れる外国貨物に係る承認）

第五十一条の四 (省 略)

2・3 (省 略)

4 第三十六条の三第九項の規定は、法第六十二条の七(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)において法第四十三条の第三項(外国貨物を置くことの承認)の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第九項中「第三十六条の三(第九項)」とあるのは、「第五十一条の四(第四項)」と読み替えるものとする。

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 (省 略)

2・6 (省 略)

7 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、英国協定附属書二―A(関税の撤廃及び削減)第三編(日本国による関税の撤廃及び削減)第B節(特定の原因品についての関税上の特恵待遇を適用するための制度)第一款(第B節についての注釈)3及び4の規定に基づき、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書を当該貨物の輸入申告の日の属する年度の翌年度の六月三十日までに、税関長に提出しなければならぬ。この場合において、当該日英特恵輸入証明書は、当該承認の申請の際に提出されたものとみなす。

8 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が総合保税地域に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認等又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、同項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならぬ。

第五十一条の四 同上

2・3 同上

4 第三十六条の三第八項の規定は、法第六十二条の七(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)において法第四十三条の第三項(外国貨物を置くことの承認)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第八項中「第三十六条の三(第八項)」とあるのは、「第五十一条の四(第四項)」と読み替えるものとする。

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 同上

2・6 同上

7 同上

9] 第三十六条の三第九項の規定は、法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において法第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第九項中「第三十六条の三」とあるのは、「第五十一条の十二」と読み替えるものとする。

（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）

第六十一条 法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 （省 略）

二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する

8] 第三十六条の三第八項の規定は、法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において法第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第八項中「第三十六条の三」とあるのは、「第五十一条の十二」と読み替えるものとする。

（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）

第六十一条 同 上

一 同 上

二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する

る日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この号において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定又は英国協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ (省 略)

ロ 当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、経済連携協定の我が国以外の締約国（当該締約国の関税に関する法令が施行されている当該締約国以外の国を含む。以下この号において「締約国」という。）から当該締約国以外の地域（以下この号及び第七項において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合（当該貨物が東南アジア諸国連合協定附属書四（運用上の証明手続）第三規則（原産地証明書の提示）4 (a)の規定により連続する原産地証明書の発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証明書を発給した国から当該国以外の地域を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除く。）にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷

る日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この号において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定又は日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 同上

ロ 当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、経済連携協定の我が国以外の締約国（当該締約国の関税に関する法令が施行されている当該締約国以外の国を含む。以下この号において「締約国」という。）から当該締約国以外の地域（以下この号及び第七項において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合（当該貨物が東南アジア諸国連合協定附属書四第三規則4 (a)の規定により連続する原産地証明書の発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証明書を発給した国から当該国以外の地域を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除く。）にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵

証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。第七項及び第八項において「運送要件証明書」という。）

(1)・(2) (省 略)

ハ (省 略)

二 当該貨物が英国協定附属書二―A（関税の撤廃及び削減）第三編（日本国による関税の撤廃及び削減）第B節（特定の原産品についての関税上の特惠待遇を適用するための制度）の規定に基づき関税の譲許が同節の規定により算出される数量を限度として定められている物品に該当するものであることにつき証明を必要とするものである場合にあつては、当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けることができる物品に該当することを証する書類（第九項及び第十項において「日英特惠輸入証明書」という。）

2 8 (省 略)

9 日英特惠輸入証明書は、当該日英特惠輸入証明書に係る貨物の輸入申告の日の属する年度の翌年度の六月三十日までに、税関長に提出しなければならない。この場合において、当該日英特惠輸入証明書は、第三十六条の三第七項（第五十条の二において準用する場合を含む。）及び第五十一条の十二第七項の場合を除き、当該輸入申告の際に提出されたものとみなす。

10 財務大臣は、日英特惠輸入証明書に係る物品について、当該物品に係る英国協定附属書二―A第三編第B節に規定する規定の実施に關して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。第七項及び第八項において「運送要件証明書」という。）

(1)・(2) 同 上

ハ 同 上

2 8 同 上

○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（経済連携協定）</p> <p>第十条の二 法第七条の三第一項ただし書の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十八 （省 略）</p> <p>十九 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「英国協定」という。）</p>	<p>（経済連携協定）</p> <p>第十条の二 同 上</p> <p>一〇十八 同 上</p>
<p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 法第七条の三第一項ただし書に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p> <p>一〇三 （省 略）</p> <p>四 英国協定</p>	<p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 同 上</p> <p>一〇三 同 上</p>
<p>2 法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p> <p>一〇三 （省 略）</p>	<p>2 同 上</p> <p>一〇三 同 上</p>

四 英国協定

3 法第七条の六第一項ただし書に規定する政令で定める日は、同項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）とする。

一 五 (省 略)

六 英国協定

4 法第七条の六第三項において読み替えて準用する法第七条の第三四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第一項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）とする。

一 五 (省 略)

六 英国協定

(輸入数量の算出方法)

第十四条 (省 略)

2・3 (省 略)

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項又は第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の

3 同上

一 五 同上

4 同上

一 五 同上

(輸入数量の算出方法)

第十四条 同上

2・3 同上

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項又は第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として

前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(国内消費量の算出方法)

第十六条 (省 略)

2 前項の場合において、法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する国内消費量を同条第七項の規定により算出するときであつて、第十条の四第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九条 (省 略)

2・3 (省 略)

4 前三項の場合において、第十条の四第三項又は第四項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、

日割により計算した統計計上数量とする。

(国内消費量の算出方法)

第十六条 同 上

2 前項の場合において、法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する国内消費量を同条第七項の規定により算出するときであつて、第十条の四第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九条 同 上

2・3 同 上

4 前三項の場合において、第十条の四第三項又は第四項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、

別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、令和四年四月一日以後においては、同表の四の項から十三の項まで、三十八の項、四十五の項及び五十二の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率表第〇二〇三・一〇二の二及び第〇二〇三・二〇二の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一〇二の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二〇二の二、第〇二〇三・二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。以下同じ。）以上のものに限るものとする。

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量）
 第十九条の三 法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量は、次の表の上欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物 品	輸 入 数 量
(省 略)	(省 略)
別表第一の五十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「英国協定適用牛肉」という。）	別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量及び英国協定適用牛肉

別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、令和四年四月一日以後においては、同表の四の項から十三の項まで、三十八の項及び四十五の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率表第〇二〇三・一〇二の二及び第〇二〇三・二〇二の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一〇二の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二〇二の二、第〇二〇三・二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十六の項、四十三の項及び五十の項において同じ。）以上のものに限るものとする。

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量）
 第十九条の三 同 上

物 品	輸 入 数 量
同 上	同 上

<p>別表第一の五十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>の輸入数量の合計数量</p> <p>別表第一の三十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の合計数量</p>
<p>別表第一の五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>別表第一の三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の合計数量</p>
<p>別表第一の五十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「英国協定適用ホエイ粉」という。）</p>	<p>別表第一の四十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び英国協定適用ホエイ粉の輸入数量の合計数量</p>

<p>別表第一の五十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第五号において「英国協定適用ホエイ」という。）</p>	<p>別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び英国協定適用ホエイの輸入数量の合計数量</p>
<p>別表第一の五十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「英国協定適用オレンジ」という。）</p>	<p>別表第一の四十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び英国協定適用オレンジの輸入数量の合計数量</p>
<p>別表第一の五十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>別表第一の四十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量</p>

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）
第十九条の四（省略）

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）
第十九条の四 同上

2 (省 略)

3 前二項の規定は、欧州連合協定適用牛肉、別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）又は英国協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間については準用するときは、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号並びに前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」と、英国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と及び英国協定適用牛肉の輸入数量の合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

(法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率)

第十九条の六 法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる経済連携協定に依り、当該各号に定める税率とする。

2 同上

3 前二項の規定は、別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）又は同表の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号並びに前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号並びに前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

(法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率)

第十九条の六 同上

一〇四 (省 略)

五 英国協定 英国協定に定められた税率

(法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品)
第十九条の七 法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める物品とする。

一〇四 (省 略)

五 英国協定 英国協定適用牛肉又は英国協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が英国協定の規定に基づき英国協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。
この場合において、オーストラリア協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

2 (省 略)

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで、三十八の項、三十九の項、四十五の項、四十六の項、五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出す

一〇四 同上

(法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品)
第十九条の七 同上

一〇四 同上

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。
この場合において、オーストラリア協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

2 同上

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで、三十八の項、三十九の項、四十五の項及び四十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規

る法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の三十八の項及び三十九の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の四十五の項及び四十六の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「とアメリカ合衆国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（アメリカ合衆国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の五十二の項及び五十三の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する」とあるのは「別表第一の五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「英国協定適用豚肉等」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、

定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の三十八の項及び三十九の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の四十五の項及び四十六の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「とアメリカ合衆国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（アメリカ合衆国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」とそれぞれ読み替えるものとする。

「法の別表第一の六に掲げる物品」とあるのは「同表の三十八の項及び三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「欧州連合協定適用豚肉等」という。）」と、「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。」とあるのは「英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（英国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）及び英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るものとし、英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量を除く。以下この項において同じ。）及び英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量との合計数量」と、同項ただし書中「同表に掲げる物品に」とあるのは「英国協定適用豚肉等に」と、「同表に掲げる物品の統計上数量を、統計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量」とあるのは「英国協定適用豚肉等の統計上数量を、統計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した欧州連合協定適用豚肉等の同条第四項ただし書に規定する各年の数量（英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量を除く。）及び統計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量及び英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量との合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定が環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定の我が国以外の締

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国について月の初日以外

約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、それぞれ当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の四の項から二十三の項まで、五十二の項及び五十三の項の下欄に掲げる物品であつてそれぞれ当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又は英国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

（法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日）
第十九条の九 法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品は、別表第一の二十六の項、四十二の項、四十九の項又は五十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月一日とする。

（法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え）
第十九条の十 法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉とする。

2・3 (省 略)

（法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率）
第十九条の十一 法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める税率とする。

の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

（法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日）
第十九条の九 法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品は、別表第一の二十六の項、四十二の項又は四十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月一日とする。

（法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え）
第十九条の十 法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用牛肉とする。

2・3 同 上

（法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率）
第十九条の十一 同 上

一〇三 (省略)

四 英国協定 英国協定に定められた税率

(加工又は修繕の指定)

第三十一条の二 法第八条の七に規定する政令で定める加工又は修繕は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める加工又は修繕とする。

一・二 (省略)

三 英国協定 英国協定第二章(物品の貿易)第B節(内国民待遇及び物品の市場アクセス)第二・九条4(a)から(c)まで(修理及び変更の後に再輸入される産品)に規定する作業又は工程

別表第一(第十九条の二関係)

項名	経済連携協定	品名
一	(省略)	(省略)
五十		
五十一	英国協定	牛肉
五十二	英国協定	豚肉
五十三	英国協定	豚肉調製品
五十四	英国協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のもの
五十五	英国協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%以上四十五%未満のもの
五十六	英国協定	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日か

一〇三 同上

(加工又は修繕の指定)

第三十一条の二 同上

一・二 同上

別表第一(第十九条の二関係)

項名	経済連携協定	品名
一	同上	同上
五十		

五十七	英国協定	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの 翌年三月三十一日までに輸入申告がされるもの
-----	------	---

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表（第一条、第三条、第四条関係）

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手	続
一 ～ 五三の二	（省略）	同上
五三の三	関税法施行令第三十六条の三第二項（外国貨物を置くこととの承認の申請）の規定による書類の添付、同条第三項の規定による同令第六十一条第一項第二号イ(1)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定する締約国原産地証明書（以下「締約国原産地証明書」という。）若しくは同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書等（以下「締約国原産品申告書等」という。）の提出、同令第三十六条の三第四項の規定による同号ロに規定する運送要件証明書（以下「運送要件証明書」という。）の提出、同条第五項の規定による同号ハに規定する締約国品目証明書（以下「締約国品目証明書」という。）の提出、同条第七項の規定による同号ニに規定する日英特恵輸入証明書（以下「日英特恵輸入証明書」という。）の提出又は同条第八項の規定による証明	同上
五四 ～ 五四の七	（省略）	同上
五五	関税法施行令第五十条の二（保税蔵置場についての規定	関税法施行令第五十条の二（保税蔵置場についての規定

五五の二 ～ 五六	(省略)	<p>の準用)において準用する同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第二項の規定による書類の添付、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第三項の規定による締約国原産地証明書若しくは締約国原産品申告書等の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第四項の規定による運送要件証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第五項の規定による締約国品目証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第七項の規定による日英特惠輸入証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第八項の規定による証明、同令第五十条の二において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出、同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付</p>
五五の二 ～ 五六	同上	<p>の準用)において準用する同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第二項の規定による書類の添付、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第三項の規定による締約国原産地証明書若しくは締約国原産品申告書等の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第四項の規定による運送要件証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第五項の規定による締約国品目証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第七項の規定による証明、同令第五十条の二において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出、同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付</p>
五六の二	<p>関税法施行令第五十一条の十二第二項(外国貨物を置くこと等の承認の申請)の規定による書類の添付、同条第三項の規定による締約国原産地証明書若しくは締約国原産品申告書等の提出、同条第四項の規定による運送要件</p>	<p>関税法施行令第五十一条の十二第二項(外国貨物を置くこと等の承認の申請)の規定による書類の添付、同条第三項の規定による締約国原産地証明書若しくは締約国原産品申告書等の提出、同条第四項の規定による運送要件</p>

<p>一四 ～ 五七</p>	<p>(省略)</p>	<p>証明書の提出、同条第五項の規定による締約国品目証明書の提出、同条第七項の規定による日英特惠輸入証明書の提出又は同条第八項の規定による証明</p>
<p>一四 ～ 五七</p>	<p>同上</p>	<p>証明書の提出、同条第五項の規定による締約国品目証明書の提出又は同条第七項の規定による証明</p>

○ 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（経済連携協定）</p> <p>第二条 法第二条第一号（定義）の政令で定める経済連携協定は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （省 略）</p> <p>四 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定</p> <p>（情報提供に係る経済連携協定等）</p> <p>第四条 法第三条第一項（情報提供等）の政令で定める経済連携協定は、<u>第二条第一号、第三号及び第四号に掲げる経済連携協定とする。</u></p> <p>2 法第三条第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる経済連携協定の区分に応じ当該各号に定める期間とする。ただし、申告原産品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国と当該経済連携協定の締約国との間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 <u>第二条第三号及び第四号に掲げる経済連携協定</u> 十月</p> <p>第六条 （省 略）</p> <p>2 第二条第二号から第四号までに掲げる経済連携協定に係る法第五条第一項に規定する政令で定める書類は、前項第一号イ及びロに掲</p>	<p>（経済連携協定）</p> <p>第二条 同 上</p> <p>一 三 同 上</p> <p>（情報提供に係る経済連携協定等）</p> <p>第四条 法第三条第一項（情報提供等）の政令で定める経済連携協定は、<u>第二条第一号及び第三号に掲げる経済連携協定とする。</u></p> <p>2 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 第二条第三号に掲げる経済連携協定 十月</p> <p>第六条 同 上</p> <p>2 第二条第二号及び第三号に掲げる経済連携協定に係る法第五条第一項に規定する政令で定める書類は、前項第一号イ及びロに掲</p>

<p>3 げる書類（その写しを含む。）とする。</p> <p>3 法第五条第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる経済連携協定の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 第二条第三号及び第四号に掲げる経済連携協定 四年</p> <p>4・5 （省 略）</p>	<p>3 書類（その写しを含む。）とする。</p> <p>3 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 第二条第三号に掲げる経済連携協定 四年</p> <p>4・5 同 上</p>
---	---